# 家庭(自助)の防災対策



# ①家具等転倒防止対策

家具転倒防止用の金具を自ら取付ができない 世帯に対して、地域の自主防災組織が取付をし てくれる制度があります。



## ②個人住宅耐震対策

- 木造住宅耐震診断(自己負担あり)
- ・木造住宅耐震改修設計に要する費用の一部補助
- ・木造住宅耐震改修工事に要する費用の補助
- ・ブロック塀等安全対策(撤去や安全な塀への改修補助)



# ③老朽住宅の除却

緊急輸送道路、避難路及び住宅が立ち並ぶ地域の安全性を確保するため、老朽住宅の除却を行う者に対し、工事費の一部を補助

## 詳しくは裏面をご覧ください



### 【問合せ先】

- ◆四万十町役場危機管理課 (22-3280)
- ◆大正地域振興局地域振興課(27-0111)
- ◆十和地域振興局地域振興課(28-5111)

## ≪具体的な事業内容≫

# ①家具等転倒防止対策

自分で家具転倒防止金具等の取付ができない方を支援する制度。

町に申請をすれば、自主防災組織が家具転倒防止金具の取付を行ってくれる制度です。

※家具転倒防止金具等の購入については各自で購入が必要です。

# ②個人住宅耐震対策【補助金等】

★木造住宅耐震診断委託事業(自己負担3,000円)

#### ★木造住宅耐震改修設計·工事

町内にある既存住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事を行うものに対し、費用の一部を補助。既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減する。

- ・木造住宅耐震改修設計(上限額205,000円)【費用の2/3】
- •木造住宅耐震改修工事(上限額1,234,000円)

#### ★ブロック塀等対策推進事業(上限額205,000円)

緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック等 の所有者が、建設業者等に依頼し行った塀の撤去又は安全な塀への改修に要し た経費。

# ③四万十町老朽住宅除却事業費補助金

緊急輸送道路、避難路及び住宅が立ち並ぶ地域の安全性を確保するため、老朽住宅の除却を行う者に対し、除却工事等に要する経費の一部を補助。

【補助金額】施工者が建設業者若しくは解体工事業者に依頼して行う<u>老朽住宅の</u>除去に要する経費の「80%」(補助限度額1,028,000円)

#### 【対象】

- (1) 空き家であり1年以上使用されていないことが確認できる住宅の所有者であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であること。
- (3) 四万十町税を滞納していない者であること。
- (4) 別に定める「老朽度の測定基準」により判定して、老朽住宅と認定されたもの。

#### ◆募集(申請)期間

第1次募集期間 平成27年6月30日まで

